

一般社団法人	任意団体	備考
<p>日本デザイン学会研究推進委員会規程</p> <p>平成 28 年●月●日制定</p> <p>第 1 条【設置】日本デザイン学会定款第 44 条に基づき、本学会に、研究に関する委員会（日本デザイン学会研究部会委員会と称する）を置く。</p> <p>第 2 条【目的】本委員会は、デザイン学に関する研究活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第 3 条【組織】本委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>1) 担当理事</p> <p>2) 部会主査</p> <p>3) 幹事</p> <p>2. 委員の任期は 2 年とし、担当理事を除く委員は再任を妨げない。</p> <p>3. 委員に事故あるときは、あらかじめその委員が指名する代理委員を認める。</p> <p>4. 委員会に、委員長 1 名、必要に応じて副委員長 1 名を置く。委員長、副委員長は、担当理事のなかから選ぶものとする。</p>	<p>日本デザイン学会研究推進委員会規定</p> <p>昭和 62 年 1 月 10 日制定 昭和 63 年 6 月 11 日改正 平成 17 年 6 月 24 日改正</p> <p>第 1 条【設置】日本デザイン学会会則第 28 条に基づき、本学会に、研究に関する委員会（日本デザイン学会研究部会委員会と称する）を置く。</p> <p>第 2 条【目的】本委員会は、デザイン学に関する研究活動の推進を図ることを目的とする。</p> <p>第 3 条【組織】本委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>1) 担当理事</p> <p>2) 部会主査</p> <p>3) 幹事</p> <p>2. 委員の任期は 2 年とし、担当理事を除く委員は再任を妨げない。</p> <p>3. 委員に事故あるときは、あらかじめその委員が指名する代理委員を認める。</p> <p>4. 委員会に、委員長 1 名、必要に応じて副委員長 1 名を置く。委員長、副委員長は、担当理事のなかから選ぶものとする。</p>	<p>一般社団法人設立後の理事会において制定</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>第4条【運営】委員長は、本委員会を代表し、また、本委員会を統括し、委員会議を必要に応じて開催する。</p> <p>2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。</p> <p>3. 委員長は、委員会議の結果を理事会に報告する。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。</p> <p>5. <u>部会主査</u>は、本委員会に出席し、研究部会活動状況を報告し、本委員会の審議に参加すると共に、その他随時委員長に状況報告を行なうものとする。</p> <p>6. 幹事は、本委員会の業務および各委員との連絡事項を掌理する。</p> <p>第5条【業務】本委員会は、その目的を遂行するため、次の審議を行なう。</p> <p>1) 研究部会の<u>名称許諾・取消</u>について</p> <p>2) 研究部会の研究活動計画およびその内容について</p> <p>3) 研究部会の業務計画およびその内容について</p> <p>4) 研究部会の出版印刷計画およびその内容について</p> <p>5) その他、本委員会の目的に関して必要と認められる事項について</p> <p>第6条【補則】この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。</p> <p>2. 各研究部会の<u>名称許諾及び活動補助</u>に関しては、別に定める日本デザイン学会研究部会統括運営細則によるものとする。</p>	<p>第4条【運営】委員長は、本委員会を代表し、また、本委員会を統括し、委員会議を必要に応じて開催する。</p> <p>2. 委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。</p> <p>3. 委員長は、委員会議の結果を理事会に報告する。</p> <p>4. 委員長に事故あるときは、副委員長がこれに代わる。</p> <p>5. 主査は、本委員会に出席し、研究部会活動状況を報告し、本委員会の審議に参加すると共に、その他随時委員長に状況報告を行なうものとする。</p> <p>6. 幹事は、本委員会の業務および各委員との連絡事項を掌理する。</p> <p>第5条【業務】本委員会は、その目的を遂行するため、次の審議を行なう。</p> <p>1) 研究部会の<u>運営、改廃、新設</u>について</p> <p>2) 研究部会の研究活動計画およびその内容について</p> <p>3) 研究部会の業務計画およびその内容について</p> <p>4) 研究部会の出版印刷計画およびその内容について</p> <p>5) その他、本委員会の目的に関して必要と認められる事項について</p> <p>第6条【補則】この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の定めるところによる。</p> <p>2. 各研究部会の<u>運営</u>は、別に定める日本デザイン学会研究部会統括運営細則によるものとする。</p>	<p>研究部会は、法人外部の任意団体の位置付けのため、名称許諾・取消という位置付けにしています。</p>

一般社団法人	任意団体	備考
<p>附則 第1条 <u>この規程は、理事会の決議により変更することができる。</u> 第2条 <u>この規程は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則 第1条 <u>本細則は、理事会の決議により変更することができる。</u> 第2条 <u>この規定は、昭和62年4月1日から施行する。</u> 第3条 <u>本規定の改正は、昭和63年6月11日から施行する。</u> 第4条 <u>本規定の改正は、平成17年6月24日から施行する。</u></p>	